

那珂川市立小中学校タブレット端末等レンタル 仕様書

この仕様書は、那珂川市が実施する「那珂川市立小中学校タブレット端末等レンタル」(以下「タブレット等レンタル」という。)の内容及び受託者が業務履行において特に遵守、留意しなければならない事項を示したものであり、受託者はこの仕様書に定める事項について内容を十分に理解したうえで確実に業務を履行しなければならない。

1 件名

那珂川市立小中学校タブレット端末等レンタル

2 契約期間

納入期限を令和5年3月25日までとし、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを賃貸借契約期間とする。

3 業務の目的

高度情報化およびグローバル化の急速な進展に伴い、児童生徒の情報活用能力、コミュニケーション能力、思考力、表現力および判断力等の育成が必要となっている。

これらに対応するため、本市では、令和2年7月からタブレット端末(タブレット型コンピュータ)を導入し、一斉学習・個別学習・協働学習の各場面でICT機器を活用し、ICTの知識技能の定着を図るとともに、一人ひとりの能力や特性に応じた学びを保障し、「学びの個別最適化」や「いつでも、どこでも、学べる」学習環境整備が行ってきたところである。

本業務では、市立小中学校での児童生徒一人一台端末環境を十分に活用した授業等を引き続き実践することにより、確かな学びの実現を図ることを目的とする。

4 活用方法

小中学校においては、次のようなタブレット端末の活用を想定している。

(1) 授業におけるICT活用

一斉授業・個別学習・協働学習の各場面にICT機器を取り入れ、ICTに関する知識・技能の定着を図るとともに、個別最適化された学びの実現や意欲的・主体的に学習に取り組む態度、思考力、判断力、表現力等の育成を目指す。

① 教員によるICT活用

(i) 教科書・写真等の画像および動画の提示、拡大

- (ii) シミュレーションやアニメーション、映像、音声の活用
- (iii) 教材等の一斉発信や、児童生徒の回答・考え方の把握・集約
- (iv) 遠隔地の専門機関等との通信による専門的な学習の充実
- (v) 海外等の遠隔地との交流
- (vi) 教材研究や教材作成

② 児童生徒による ICT 活用

- (i) 文字やシミュレーション、画像、音声などの情報の収集・選択・活用
- (ii) カメラ機能、文書作成ソフト等の活用による資料の作成
- (iii) プレゼンテーションツールや大型提示装置を活用した発表
- (iv) 協働学習における意見の交換や資料の作成・共有
- (v) プログラミング教材等を活用したプログラミング学習
- (vi) ドリルソフトを活用した学習の予習・復習

5 業務内容

タブレット端末（ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）のレンタル、保守、LTE 通信の提供やタブレット端末の円滑な活用のための研修・管理運用支援等を一括した教育の情報化支援業務とする。主な業務内容は、次の(1)～(4)に示すものとする。

(1) タブレット端末等のレンタル

① タブレット端末等のレンタル

- (i) タブレット端末等の納入品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- (ii) タブレット端末等の調達、納入、設定等すべての諸費用については、受託者の負担とすること。
- (iii) 納入時において、納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、担当職員に報告するとともに納入業者の負担において速やかに原状復旧すること。
- (iv) タブレット端末は、次のような利用制限を実施すること。
 - ・利用者によるタブレット端末の設定変更及び初期化
 - ・利用者によるアプリケーションのインストール及び削除
 - ・利用者による私的な映像、音楽、電子書籍等のコンテンツ購入（サイト上からの購入、ストア系アプリからの購入等、カテゴリ別の制限）
 - ・有害なインターネット web サイト閲覧 利用者の私的利用（SNS 投稿等）
 - ・使用を許可されていない者のタブレット端末の利用

② タブレット端末に不具合、紛失、盗難が生じた場合の対応

- (i) 授業に支障をきたさないよう、交換を基本として対応すること。
- (ii) 紛失・盗難の場合は、直ちに端末及び回線の不正使用を防止するための措置を講じること。

③ クラウドサービスによる情報管理

- (i) 授業において児童生徒が作成した成果物等を保存共有するためのクラウドストレージを提供すること。
 - (ii) 事業の継続性を担保するための対策を講じること。(データセンターの分散配置やバックアップデータの保管等)
 - (iii) クラウドストレージ上に保存されたデータの利用者を制限する手段を講じること。
 - (iv) クラウドストレージに対してはデータの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。
 - (v) 契約期間満了後のクラウドストレージ内のデータについては、次期システムへ移行するために、抽出し提供すること。
- ④ 契約期間満了後の機器の撤去並びに当該端末及びクラウドストレージ内のデータ消去(移行後)
- (i) 契約期間終了後、教育委員会の指示に従いタブレット端末及びケース・フィルムを撤去し、回収すること。
 - (ii) (i) に示すもの以外の機器は契約期間終了後、那珂川市へと譲渡すること。
 - (iii) タブレット端末等及びクラウドストレージ内のデータは完全消去し、復元不可能な状態にすること。ただし、タブレット端末等内のデータの完全消去が難しい場合は物理的破壊を行うこと。なお、作業完了後は、報告書又は証明書を発行すること。
- ※故障等の理由から、契約期間中に機器を交換する場合も同様の対応とする。

(2) LTE 通信の提供

- ① 4G 通信または 5G 通信を提供すること。(一部地域や一時的に 4G 通信または 5G 通信の提供が不可能な場合は、市と協議の上 3G 通信による補完も可とする。)
- ※常時使用が想定される那珂川市立小中学校周辺においては 4G 通信または 5G 通信を安定して利用できるよう、事前に電波調査を実施し、必要な場合は機器の納入期限までに通信環境を改善すること。
- ② タブレット端末を利用した授業等を恒常的に実施するために十分な通信速度・通信量を確保すること。(通信量シェア等の補完策を用いることも可)
- ③ 通信状況の監視を行い、必要に応じその状況の通知を行うこと。また、定期的の実績報告をすること。
- ④ 月あたり通信量が超過した場合でも、低速措置等で通信を確保すること。

(3) 故障時及び紛失・盗難発生時の対応等の問い合わせ窓口の設置

- ① 日本語による機器の保守・運用に関する技術的支援及び助言を受けられる窓口を設けること。
- ② 保守の窓口については、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化すること。
- ③ 学校及び教育委員会と連携し対応すること。

(4) 円滑な活用に向けた研修会等の実施

① 各学校においてタブレット端末が効果的に活用されるよう、十分な研修を実施すること。

(5) その他

- ① タブレット等レンタルの対象施設内において、本調達で整備する通信回線が、利用者に責のない利用状況において、利用不能又は不安定であることにより、タブレット端末の利用に支障が生じる場合は、電波改善策を受注者の負担において実施すること。
- ② タブレット端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能や情報漏えい防止対策や外部からの不正侵入対策等、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。
- ③ タブレット端末の円滑な活用のために必要な情報提供等の支援を行うこと。
- ④ タブレット端末等の納入後、操作方法等について操作説明会を開催すること。
- ⑤ 機器には、管理番号等を記載したラベル等を貼付し、管理一覧を市へ提出すること。

6 タブレット端末等の仕様等

(1) タブレット端末：下記Aの製品または下記の同等品条件を満たす製品であること。

A iPad 64GB Wi-Fi+Cellular モデル

【同等品条件】

項目	仕様
メーカー	Apple
製品	iPad (第9世代)
OS	iPad OS15 ※最新の修正プログラムを充てること
CPU	A13 Bionic チップ
メモリ	4GB 以上
ストレージ	64GB 以上
ワイヤレス機能	Wi-Fi 機能 (IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上)
SIM 仕様	Nano-SIM
ディスプレイ	10.2 インチ
カメラ	8MP 広角カメラ、720pHD ビデオ撮影
重さ	498g
バッテリー駆動時間	Wi-Fi でのインターネット利用、ビデオ再生等で 10 時間以上駆動可能であること。
その他	納品後、梱包材の回収を行うこと。

(2) ソフトウェア等

A 授業支援ソフト①

項目	仕様
ソフト	ロイロノート・スクール
OS	iPad OS で利用可能とすること。
ライセンス	一式（児童生徒・教職員 1,629 台）
その他	現在利用中のアカウントを引き続き利用できるようにすること。 アカウント等設定が必要な場合は設定すること。

A 授業支援ソフト②

項目	仕様
ソフト	MetaMoji Classroom
OS	iPad OS で利用可能とすること。
ライセンス	一式（児童生徒・教職員 1,629 台）
その他	現在利用中のアカウントを引き続き利用できるようにすること。 アカウント等設定が必要な場合は設定すること。

B 学習支援ソフト

項目	仕様
ソフト	ラインズ e ライブラリ
OS	iPad OS で利用可能とすること。
ライセンス	一式（児童生徒・教職員 1,629 台）
その他	現在利用中のアカウントを引き続き利用できるようにすること。 アカウント等設定が必要な場合は設定すること。

C フィルタリングソフト

項目	仕様
ソフト	i-Filter@Cloud GIGA スクール版
OS	iPad OS で利用可能とすること。
ライセンス	一式（児童生徒・教職員 1,629 台）
その他	現在利用中のアカウントを引き続き利用できるようにすること。 アカウント等設定が必要な場合は設定すること。

(3) その他

機器等	仕様
キーボード（教員用）	<ul style="list-style-type: none">・ レンタルするタブレット端末に対応した製品であること。・ 充電が不要であること。・ レンタルするタブレット端末との互換性が保証された製品であること。
タブレット端末用ケース（教員、児童生徒用共通）	<ul style="list-style-type: none">・ スタンド機能を有すること。・ タブレット端末をケースに入れたままタブレット保管庫で充電できること。・ 机からの落下に対して、本体及び画面の破損を保護する機能を有すること。・ タブレット端末に装着したままの状態、各種ボタン操作、ケーブル接続、写真撮影が可能であること。・ 軽量（重さ 0.3kg 未満）でありスクリーンを傷つけないものであること。・ ランドセル内に収容できる大きさであること。
液晶保護フィルム（教員、児童生徒用共通）	<ul style="list-style-type: none">・ キズ防止効果のあるものを選定すること。・ レンタルするタブレット端末に装着した状態で納入すること。
モバイルデバイス管理システム（以下「MDM」という）	<ul style="list-style-type: none">・ 日本語のインターフェースで運用可能であること。・ 学校及び教育委員会におけるサーバー設置を必要としないクラウド型サービスであること。・ OS のアップデート版配信後、速やかに新しいバージョンの OS で動作検証を行ったバージョンのサービスが提供されること。・ 児童生徒の操作によって、MDM プロファイルの削除または MDM 管理下からの逸脱が行えないこと。または MDM プロファイルの削除または MDM 管理下からの逸脱があった際、それを直ちに検知し、復旧できる体制を構築すること。

7 タブレット端末等のレンタル予定台数及び納入場所

納入場所	タブレット端末 (生徒用)	タブレット端末 (教員用)	キーボード
安徳小学校	120	28	28
安徳北小学校	252	51	51
岩戸小学校	56	28	28
岩戸北小学校	225	49	49
片縄小学校	193	38	38
南畑小学校	31	17	17
安徳南小学校	176	36	36
那珂川中学校	50	43	43
那珂川南中学校	50	50	50
那珂川北中学校	50	34	34
後野分校	19	11	11
那珂川市教育委員会	6	16	16
合計	1,228	401	401

○上記に示す機器に加え、機器のレンタルに伴い必要となる周辺機器及び関連備品を各所に必要数納品すること。

8 提出書類

- (1) 設定情報一覧（管理番号含む）
- (2) タブレット端末設定手順書
- (3) タブレット端末基本操作資料（ユーザー向け）
- (4) MDM、フィルタリングソフト、授業支援システム、学習支援システム操作マニュアル
- (5) タブレット端末故障時／紛失時の対応手順書

9 支払方法

今回のタブレット等レンタルの費用については、60回の月払いとする。

10 その他の要件

- (1) タブレット端末等のレンタル開始後、各学校等において円滑な活用が進むよう、学校・教育委員会との連携体制、有事を想定したBCP等の実施体制、レンタルにあたっての人員配置体制、問い合わせ窓口体制等を整え、明示すること。

- (2) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置するとともに、業務実施体制を那珂川市に提示すること。

11 留意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる実費経費は、すべて契約代金に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。また契約期間において、他自治体等の好事例に関する情報収集を行い、本業務の目的を達成するために必要な情報提供に努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに那珂川市と協議を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務委託の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、那珂川市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (7) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、那珂川市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (8) 本業務により得られた成果品の所有権、著作権、利用権は、那珂川市に帰属するものとする。ただし、成果物に利用されている音楽、写真、絵、イラストなどの素材の著作権であって第三者が有するもの、および本件業務と関係なく受注者が保有している著作権、ならびに成果物に利用されているタレント等の肖像権については、発注者に譲渡されることはないものとする。
- (9) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。